

国保・子どもの均等割減免 制度を全自治体に広げよう

全商連事務局員 大友 孝平

はじめに

「高過ぎる」と問題になっている国民健康保険料・税（＝国保料・税）で、子どもの均等割分の減免を独自制度で実施する自治体が、少しずつ増えています。ここでは、国民健康保険をめぐる情勢を振り返りつつ、すでに実施している自治体の減免制度を概観し、今後の運動の方向性を考えていきたいと思います。

1、国保料・税負担増 繰り入れ解消で拍車

国保料・税は、2018年に財政運営の主体を都道府県に移す「都道府県化」がおこなわれて以降、都道府県が示す「標準保険料」に合わせる指導により、上がり続けています。18年度は31%、約540市区町村が値上げし、19年度も、日本共産党による調査（8月時点）では、431自治体が値上げしています。大阪府では約9割の自治体が値

上げし、給与年収400万円・4人世帯（30代夫婦と子2人）の場合、値上げ幅で最大の田尻町は、年4万円増の45万5000円になり、年額で最高の松原市は、1万1000円増の47万3000円になった、と報道されています。

そもそも、国保加入世帯の平均年収は138万円（16年）にとどまり、「収入なし」世帯が4分の1も占めているのに、国保料・税は協会けんぽの保険料の1.3倍に上り、世帯所得のおよそ15〜20%を占めるまでに

なっています。全加入世帯の半数が軽減措置を受け、約15%（269万世帯、18年6月）が滞納しているのは、「高過ぎる」何よりの証拠です。値上げ自体が問題です。

さらに政府は、自治体が国保料・税の引き上げを抑えるためにおこなっている「一般会計から国保会計への「法定外繰り入れ」を解消するよう迫り、20年度からは繰り入れをおこなう自治体には財政支援を削減するペナルティーを導入して、圧力をかけています。また、大阪府や奈良県のように、県内市町村の保険料を同じにする「統一保険料」の実施をめざして、県が法定外繰り入れ解消をすすめる動きもあります。繰り入れがなくなれば、いま以上の国保料・税の引き上げは避けられませんが、

2、子どもの均等割 軽減について

前述通り、国保加入者の多くは厳しい所得事情を抱えています。しかも国保料・税には、収入に関係なく課される「応益割」（均等割、平等割）があります。被保険者の人数に応じて課される均等割は、子どもが多いほど重くのしかかり、子育て世帯の生活を脅かしています。子どもの均等割分の減免を独自制度で実施する自治体が広がっているのは、「高過ぎる」問題への対処および、子育て支援の必要性が背景にあります。全国知事会や全国市長会など地方6団体は、国保料・税の上昇抑制と加入者の負担軽減のために、財政支援の増額とともに、国が子どもの均等割分の軽減措置を実施するよう求めています。

また、15年の国民健康保険法改正では、「子どもに係る均等割保険料の軽減措置について、地方創生の観点や地方からの提案も踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論すること」と、参議院で付帯決議をおこなっています。この決議が、自治体が国に均等割軽減への財政措置を迫る根拠になっています。厚生労働省でも「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」で、均等割の軽減措置が議題に上がっています。

「高過ぎる」問題の中でも、子どもの均等割は深刻かつ切実であり、それを減免する必要は、行政も認識していると言えます。だからこそ、国民が「高過ぎる」国保料・税負担の問題解消を要求することが、子どもの均等割の減免措置を実施する後押しとなると考えられます。

3、自治体規模に関わらず 「18歳まで」が主流

今回、各自治体の子どもの均等割の減免制度を調べました。それは、概要をつかむことで、未実施自治体に制度を要求するための、資料となるのではと考えたからです。

各自治体の制度を見てみましょう。制度の実施を確認できた24市5町を、38〜39頁の資料のように一覧表にしました。表中の対象者数と総額でいくらか減免されたかを示す「減免効果」は、17年以前に実施している自治体は近年の実績を主に用いています。2018年および19年に施策を開始した自治体は実施前に議会や記者発表などで示された数値を引用しました。資料からは、次のことがうかがえます。

（1）減免の対象：18歳（高

校生）までのすべての子どもを対象とするのが12自治体です。18歳までの子どもが2人（3人）以上いる場合に「2人目（3人目）から」としているのが14自治体となっています（1人目が対象年齢から外れた場合などは適用されなくなります）。高校生までの軽減が主流となっていると思います。また、「22歳以下の3人目から」（埼玉県富士見市）、「23歳以下」（島根県浜田市）と、年齢を高く設定している例もあります。浜田市に確認したところ「非正規で働く家庭を支援するための制度として始めた」との説明でした。浜田市では、23歳以下であれば世帯主も対象となることから、場合によっては親子で減免を受けることもあり得ます。

（2）所得制限：「なし」としているのが23自治体で、これが主要な流れのようです。

国保改善の共同行動を

資料 国保・子ども均等割減免自治体一覧

	都道府県	市町村	人口	実施年	対 象	所得制限	申請の有無	減免割合	対象人数 (実施時の試算など)	減免効果 (a) (実施時の試算など)	国保当初予算 (b) (年表記のないものは実施年度)	a/b	均等割額
1	北海道	旭川市	337,998 人 (18.10.01)	2016	18 歳未満	法定 7 割、5 割軽減世帯除く	不要	軽減なし世帯は 3 割、1 割軽減世帯は 2 割、2 割軽減世帯は 1 割	2088 世帯 (2018 年決算)	22,793,130 円 (2018 年決算)	36,334,394 千円 (2018 年)	0.06%	医療分 28,210 円 支援分 9,700 円 (2018 年)
2	岩手県	宮古市	51,895 人 (19.11.01)	2019	18 歳以下	なし	不要	全額	501 世帯 836 人	1833 万円	7,092,515 千円	0.20%	医療分 19,700 円 支援分 5,700 円 (2019 年)
3	宮城県	仙台市	1,063,717 人 (19.10.01)	2019	18 歳未満	なし	不要	3 割	11,000 世帯 14,500 人	約 1 億円	90,993,311 千円	0.10%	医療分 23,990 円 支援分 8,270 円 (2019 年)
4	福島県	南相馬市	54,455 人 (18.10.01)	2018	18 歳に達して最初の 3 月 31 日まで	なし	不要	全額	260 人	7,398 千円	9,466,740 千円	0.07%	医療分 21,000 円 支援分 6,000 円 (2019 年)
5	福島県	白河市	60,256 人 (18.10.01)	2019	18 歳に達して最初の 3 月 31 日まで	なし	不要	全額	1,319 人	37,723 千円	5,591,581 千円	0.67%	医療分 19,400 円 後期分 9,200 円 (2019 年)
6	茨城県	取手市	107,615 人 (18.10.01)	2018	18 歳に達して最初の 3 月 31 日まで	なし	不要	5 割	2023 人	2400 万円	11,334,176 千円	0.20%	医療分 21,000 円 支援分 10,000 円 (2018 年)
7	埼玉県	富士見市	111,120 人 (18.10. 31)	2018	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの加入者が 3 人以上いる場合、3 人目から	総所得金額などの合算額が 400 万円を超えない世帯	要	全額	123 世帯	208 万円	10,661,854 千円	0.02%	医療分 21,800 円 支援分 8,000 円 (2019 年)
8	埼玉県	ふじみ野市	114,218 人 (18.10.01)	2018	18 歳未満が 3 人以上いる場合、3 人目以降	なし	要	全額	203 人	733 万円	10,280,746 千円	0.07%	医療分 25,100 円 支援分 11,000 円 (2019 年)
9	埼玉県	鴻巣市	118,975 人 (18.10.01)	2018	18 歳未満のうち、最年長の者から数えて 3 番目以降	なし	要	全額	198 人	5,742 千円	12,423,000 千円	0.04%	医療分 16,000 円 支援分 13,000 円 (2019 年)
10	埼玉県	杉戸町	45,184 人 (18.10.01)	2018	18 歳未満が 3 人以上いる場合、3 人目から	なし	要	全額	83 世帯 102 人	360 万円	5,145,931 千円	0.06%	医療分 27,000 円 後期分 9,000 円 (2018 年)
11	埼玉県	皆野町	9,717 人 (19.11.01)	2019	18 歳以下が 3 人以上いる場合、3 人目から	なし	要	全額	19 人	326,800 円	1,013,000 千円	0.03%	医療分 10,000 円 後期分 7,200 円 (2019 年)
12	埼玉県	小鹿野町	11,501 人 (19.11.01)	2019	19 歳未満が 3 人以上いる場合、3 人目から	なし	要	全額	30 世帯 33 人	544,500 円	1,333,235 千円	0.04%	医療分 11,000 円 後期分 5,500 円 (2019 年)
13	千葉県	南房総市	37,866 人 (19.10.01)	2019	18 歳以下	なし	不要	5 割	470 世帯 789 人	880 万円	5,572,128 千円	0.15%	医療分 19,200 円 後期分 11,400 円 (2019 年)
14	東京都	昭島市	113,400 人 (19.11.01)	2012	18 歳以下が 2 人以上いる場合、2 人目から	なし	不要	2 人目は半額、 3 人目以降は 9 割軽減	343 世帯 479 人 (18 年度)	373 万円 (対象が全員 5 割軽減として、表作成者が試算)	11,622,000 千円 (2019 年)		医療分 27,500 円 後期分 11,500 円 (2018 年)
15	東京都	東大和市	85,301 人 (19.11.01)	2016	18 歳未満の児童が 3 人以上いる場合、3 人目から	なし	要	全額	228 世帯 287 人 (15 年)	9,872,800 円 (15 年)	10,919,443 千円 (2015 年)	0.09%	医療分 29,700 円 後期分 9,200 円 (2019 年)
16	東京都	清瀬市	74,868 人 (18.10.01)	2018	18 歳未満の子が 2 人以上で、第 2 子以降	世帯の前年の総所得が 300 万円以下	要	最大で 5 割	142 世帯 177 人	213 万円	8,300,000 千円	0.02%	医療分 28,000 円 後期分 10,000 円 (2018 年)
17	東京都	武蔵村山市	72,426 人 (19.11.01)	2019	18 歳未満が 2 人以上いる場合、第 2 子以降	世帯の前年の総所得が 200 万円以下	要	2 子目は半額、 3 子目以降は全額免除	200 世帯	300 万円	7,972,717 千円 (2019 年)	0.03%	医療分 31,000 円 後期分 11,200 円 (2019 年)
18	神奈川県	中井町	9,356 人 (19.11.01)	2019	18 歳以下が 3 人以上いる場合、3 人目以降	なし	不要	全額	13 世帯 15 人	42 万円	1,185,594 千円	0.03%	医療分 21,700 円 支援分 6,300 円 (2019 年)
19	新潟県	佐渡市	54,327 人 (19.10.31)	2018	18 歳以下が 3 人以上いる場合、3 人目から	なし	要	全額	106 世帯 150 人	3,765 千円	6,137,000 千円	0.06%	医療分 15,500 円 後期分 9,600 円 (2018 年)
20	石川県	加賀市	67,357 人 (19.10.01)	2018	18 歳に達して最初の 3 月 31 日まで	なし	不要	5 割	753 世帯 1245 人	16,578 千円	7,568,700 千円	0.21%	医療分 27,600 円 後期分 8,900 円 (2018 年)
21	岐阜県	下呂市	33,437 人 (17.04.01)	2017	18 歳未満が 3 人以上いる場合、3 人目から	なし	不要	全額	48 世帯 60 人 (19 年度)	1,880 千円 (19 年度)	4,560,910 千円	0.04%	医療分 28,900 円 後期分 8,900 円 (2019 年)
22	愛知県	一宮市	385,128 人 (19.10.01)	2010	18 歳未満	なし	不要	3 割	3873 件 (18 年度)	34,578,846 円 (18 年度)	36,371,831 千円 (2018 年)	0.09%	医療分 28,800 円 後期分 9,600 円 (2019 年)
23	愛知県	大府市	92,293 人 (18.10 末)	2018	18 歳達して最初の 3 月 31 日まで	なし	不要	1 人目 20%、2 人目以降 50% ※第 1 子 20 歳、第 2 子 17 歳、第 3 子 15 歳の場合は、第 2 子が 20%減額、第 3 子が 50%減額	1000 世帯 1500 人	1000 万円	7,344,736 千円	0.13%	医療分 23,800 円 後期分 7,000 円 (2019 年)
24	愛知県	田原市	62,515 人 (18.10.31)	2018	未就学児 (賦課期日の前日において満 6 歳未満)	なし	不要	3 割	800 人	800 万円	7,756,762 千円	0.10%	医療分 25,200 円 後期分 8,400 円 (2018 年)
25	愛知県	春日井市	311,784 人 (18.10.01)	2010	18 歳未満	前年の世帯の総所得が 300 万円以下で、世帯主が専業主婦又は専夫	要	所得 100 万円以下 (所得割・均等割それぞれ 50%)、 200 万円以下 (同 40%)、 300 万円以下 (同 30%)	58 件 (2018 年、子ども世帯以外で、減免を受けている世帯含む)	260 万円 (2018 年、子ども世帯以外で、減免を受けている世帯含む)	27,212,790 千円	0.01%	医療分 24,500 円 後期分 9,900 円 (2019 年)
26	兵庫県	赤穂市	49,208 人 (18.9 末)	2016	高校生世代までが 3 人以上いる場合、3 人目から	なし	要	3 人目は 2 分の 1 減額し、4 人目以降は免除	69 世帯	100 万円	6,588,000 千円	0.01%	医療分 26,800 円 後期分 6,600 円 (2016 年)
27	島根県	浜田市	53,467 人 (19.11.30)	2009	23 歳未満であれば世帯主でも。家族全員が 23 歳以下であれば全員対象	住民税非課税世帯	要	全額	206 世帯 (19 年)	330 万円 (19 年)	6,556,658 千円 (2019 年)	0.05%	医療分 26,200 円 後期分 9,200 円 (2019 年)
28	広島県	福山市	469,164 人 (19.10 末)	2010	18 歳以下が 2 人以上いる場合、2 人目から	法定軽減世帯	要	2 割	1500 世帯 (19 年)	580 万円 (19 年)	42,162,504 千円 (2019 年)	0.01%	医療分 24,960 円 後期分 7,080 円 (2019 年)
29	熊本県	芦北町	17,053 人 (19.10.01)	2019	18 歳以下	なし	不要	全額	152 世帯 272 人	441 万円	3,021,000 千円	0.14%	医療分 16,700 円 後期分 5,800 円 (2019 年)

※対象人数、減免効果については、各自治体への聞き取りのほか、新聞報道、自治体発表資料、議会答弁などを参照しました。また、制度実施年度が 2018 年及び 19 年の自治体の場合は、制度実施前に議会などで示した試算や実施年度の実績を用い、国保当初予算も同年度の予算を用いました。それ以外の自治体については、表に利用した年度を記しました。国保当初予算も同じ年度合わせました。

※濃いアミがかかっている箇所は、時限付きで減免をおこなっている自治体
※多くの自治体は、2、5、7 割の法定減免を先に適用し、残額に子どもの均等割減免を適用しています

(3) 人口規模…1 万人以下
2 自治体、1 万人以上～5 万人未満 6 自治体、5 万人以上～

10 万人未満 11 自治体、10 万人台 5 自治体、30 万人台 3 自治体、40 万人台 1 自治体、100 万人

台 1 自治体と、人口の規模に關係なく実施されていることがうかがえます。

(4) 予算規模…ここでは「減免効果」(軽減額の総額)が、各自治体の国民健康保険の年度

当初予算額に対してどのぐらいの割合にあたるかを見ました。

減免による国保料・税の減収を、自治体は基金の活用や一般会計からの繰り入れで充当しています。最も比率が高いのは、福島県白河市の約0・67%。約0・1%以下が18自治体と多数です。

多くが同程度である理由については、さらに分析が必要かもしれませんが、予算に占める割合は決して高くありません。

4、実践例を示し未実施自治体に要求しよう

自治体の実施状況から考えられること、および今後の運動への一案を述べたいと思います。

実施状況を概観して私が感じたのは、①子どもの均等割減免の実施に自治体の人口規模は関係なく、②国民健康保険の年度予算の0・67%程度までなら、

工夫することで国保料・税の減収分を賄えているということであり、そうであるならば、③既に実施している自治体と同程度の予算や対象人数など条件がそろえば、どの自治体でも実施をできるのではないかと、このことです。

「もっと予算を出して、対象や減免幅を拡大すべき」と思う方もいると思います。私も同意見ですし、各自治体議会でも議論が交わされています。均等割額を引き上げたために軽減制度を導入した例もあり、その点は注意が必要です。しかし、工夫をしながら減免を図っている自治体の努力は、尊重できるものです。

子どもの均等割の減免は、民商会員にも恩恵の多い制度であり、広げていくべきだと考えます。運動で、すでに減免制度を実施している自治体にはさらな

る制度改善を、そして未実施の自治体には予算規模も示しながら「実現可能だ」と考える段階からの実施を求めるのは、いかがでしょうか。自治体要請で、今回の一覧表を示して実施概要を知ってもらう、あるいは実施自治体の対象や減免効果などを参考にして試算を求めるのも良いと思います。

全商連は19年3月に「国民健康保険料(税)の引き下げと改善を 中小業者の『受療権』確立への7つの提言」(国保提言)を発表し、国庫負担の引き上げや応能負担原則の強化、傷病・出産手当の実施など、あるべき国保の姿を提起しました。発表以後、全日本民医連との共同集会を初め、各地で他団体との共同の学習会や自治体要請がこなわれるようになっていきます。

国保加入者は現在、非正規の労働者の約3割、無職者の約4

割に対し、自営業者は1・5割です。自治体や国に国保制度の改善を迫る民商・全商連の運動は、国保に加入している他階層の人たちを励ますものです。これまでに築いてきた共同を発展させるとともに、新しい共同を広げることが、運動前進の力になると思います。

最後に、やはり国に均等割の軽減措置の実施、さらには均等割の廃止を迫ることが大切です。厚労省の「国民健康保険実態調査」「国民健康保険事業年報」の2017(平成29)年度版を元に19歳未満の国保加入者の均等割額の総額を試算したところ、約990億円でした。同年度の市町村国保単年度収入の総決算額約15兆3559億円の約0・64%に過ぎません。こうした事実も参考にしていただければ幸いです。

(おおとも こうへい)